



家畜共済

共済目的

牛：原則として、出生後の牛及び授精等の後 240 日以上の胎児
種豚：出生後第 5 月の月の末日を経過したもの
肉豚：出生後第 20 日の日（その日に離乳していない時は、離乳した日）から出生後第 8 月の月の末日までのもの
馬：原則として、出生の年の末日を経過したもの

加入できる農家

養畜の業務を営む農家

共済事故

死亡、廃用、疾病、傷害（牛の胎児及び肉豚は死亡のみ。）

加入方式

包括共済（対象家畜を一体として加入する仕組み）

共済金額

（契約補償金額）

共済価額に最低割合 2 割を乗じた額と最高割合（8 割）を乗じた額との範囲内で農家が申し出た金額

[共済価額]

肉豚以外の包括共済対象家畜については、その種類ごと及び農家ごとに、現に飼養している家畜の価額の合計額。肉豚については、農家ごと及び飼養区分ごとに、共済掛金期間開始時に飼養している肉豚の価額の合計額。

共済金（支払金額）

- ・ 死亡・廃用の場合：組合等(廃用事故の場合は連合会も)が認定の上、以下の算式により共済金を求めて支払う。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times (\text{共済金額} / \text{共済価額})$$

[損害額]

$$\text{損害額} = \text{事故家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額} + \text{補償金等})$$

- ・ 疾病・傷害の場合：獣医師の診療を受けた場合、一共済掛金期間の病傷給付限度額を定めて、その範囲内で診療に要した費用（初診料は除く）を、以下の算式により共済金として支払う。

$$\text{共済金} = 10 \text{円} \times \text{B種総点数} (\text{診療費全体の評価に用いる点数})$$